

(第一類 第一號)

第四十三回国会
内閣委員会議録 第六号

(11四八)

昭和三十八年三月七日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事岡崎

理事内藤 隆君 理事宮澤

理事石橋 政嗣君 理事石山

理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公韶君

草野一郎平君 笹本 一雄君

園田 直君 高橋 節夫君

辻 寛一君 前田 正男君

船田 中君 中村 高一君

田口 誠治君 藤原 節夫君

西村 関一君 舟田 高一君

出席國務大臣

労働大臣 大橋 武夫君

自治大臣 梶田 弘作君

國務大臣 川島正次郎君

出席政府委員

警視監 (警察) 長官官 後藤田正晴君

小西 英雄君

北海道開拓政務 次官 小島要太郎君

総理府事務官 総務監理官 (北海道開拓政務 次官)

労働事務官 (大臣官房長) 松永 正男君

労働事務官 (職業訓練局長) 村上 茂利君

自治政務次官 藤田 義光君

自治政務官 (大臣官房長) 同 (埼玉県北足立郡吹上町五百八十号)

行政事務官 同 (熊谷市石原一千四番地高橋梅助)

消防庁次長 川合 武君

三月六日

委員江崎真澄君辞任につき、その補欠として保科善四郎君が議長の指名を委員に選任された。

同 (鹿児島県薩摩郡松山町秦野三千三百四番地長利伝外四十七名) (第四三七号)

同 (浜松市中山町百二十一番地木村金秋外六十四名) (第四三八号)

沖繩に対する財政援助に関する陳情書 (那覇市久米町沖繩市町村長仲村栄春) (第三四一号)

法の日制定に関する陳情書 (東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番地日本弁護士連合会長林逸郎) (第三八七号)

北海道東北開発 (公庫副總裁) 岡田 包義君

北海道東北開発 (勝原 啓君)

公庫理事 (勝原 啓君)

専門員 加藤 重喜君

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する陳情書 (酒田市若竹町四丁目八番地の十八林賀重勝) (第四三九号)

同 (岩手県岩手郡玉山村大字日戸玉山郵便局長山内清八) (第四四〇号)

同 (福島県双葉郡双葉町大字新双葉郵便局長龜田栄一) (第四四一号)

同 (秋田県南秋田郡昭和町大久保郵便局長高橋俊行外十二名) (第四四二号)

同 (岩手県北足立郡吹上町五百八十号)

同 (埼玉県北足立郡吹上町五百八十号)

同 (熊谷市石原一千四番地高橋梅助)

水戸対地射爆撃場の返還に関する陳情書 (茨城県知事岩上三郎外二名) (第四四五号)

元溝州国等政府職員の恩給に関する陳情書 (筑田市川路三千四百番地三七号)

同 (福岡市長浜町三丁目二十五番地場嘉一) (第四四六号)

九州管区行政監察局内溝蒙關係恩給法改正期成同盟福岡支部長別府誠之) (第四四七号)

元溝州鉄道株式会社職員期間の恩給法等の特例措置に関する陳情書 (多治見市小田町五丁目六十一番地安藤教雄) (第四四八号)

観光事業振興基本法の早期制定に関する陳情書 (東京都千代田丸の内八八号)

三丁目十四番地日本商工会議所会頭足立正) (第四四九号)

観光事業振興対策に関する陳情書 (四国四県議会正副議長会代表愛媛県議会議長沖喜予市) (第四五〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇号)

労働省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二〇号)

自治省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二一號)

○永山委員長 これより会議を開きま

する法律案、労働省設置法の一部を改

正する法律案、自治省設置法の一部を改正する法律案の三法案を一括議題と

して、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山内君。

○山内委員 ただいま審議されようとしております北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案は、二十五億の資本金を十億増額しようというだけであります。非常に簡単な法案でありますけれども、この際、公庫がおやりになつておる仕事の内容で、若干私どもとして承知いたしておきたい点についてお伺いいたしておきたいと思います。

そこで、まずお尋ねしたいのは、この公庫は、事業としてたくさんの融資をしておられるわけですが、そのほか、会社に対して出資もできる。こういうことになつておりますが、いたたきました資料から内容を調べてみますと、わずかに十二件で四億五千二百円というふうになつておりますが、この数字と件数には間違ひありませんでしょうか。

○小島政府委員 その点は間違いございません。

○山内委員 それでは、その十二件の出資された会社の名前でなくともよろしいのですが、どういうところに出資されたのか。十二件で四億五千万円といふと、一社平均四千万円になりまして、公庫の方針書に従う出資の額から申しますと、少し方針に合わないような気をするのですが、この点につい

これも社債と同様な七分に相なつてお
ります。

○山内委員 貸し出しが八分七厘で、これは少し下げたとおっしゃっていますけれども、公庫の性格から申しまして、利益があつたら低くしていくこと

ればこの前も大臣から御答弁があつて、そういう政策をとっているはずなんですが、この成績を見ますと、かなり黒字になつております。成績を上げておるので、もう少し貸し出しの利子を下げるものをどうか。この点について公庫側の御意見を聞きたい。

○松田昭蔵君 現在の公庫の収支計算の実情から申しますならば、貸し出しの金利を引き下げる余裕は十分にござります。私どもいたしましては、利率はできるだけ低いのが望ましいと存じまして、おりを見ましては政府当局にお願いをいたすのであります。が、事金利に相なりますと、各金融機関の横のバランスというものを論議せられまして、公庫の一存で、ここだけの立場でものを言えなくなりまして、今のところ、全体の見地からかよろな状態になつておるのであります。

○山内委員 そこなんです。これは大蔵省側からもぜひお聞きしなければならないのですが、公庫の性格は、今申し上げるまでもなく、開発公庫法をお読みになれば勢頭に出でるわけなんですね。かなり公共性を持たせた考え方で、この公庫は生まれておる。公庫自体が仕事をやつて利益になれば、それを政府が七分の利子を取った上に、しかもして利子も下げない。こういうことは高利貸しのやることだと私は思ふ。せ

めてこの国庫納付金に見合うくらいのものは利子を下げるとか、何かの方法

で——普通の營利会社の利子のよほんな考え方でおるということは、私はどうも解せない。大蔵當局の御意見を承りたい。

○新保説明会 北海道東北開発公庫の金利をもう少し引き下げたらどうかといふ御意見でございますが、先ほど公庫の総裁からお答え申し上げましたように、確かに北海道東北開発公庫の収支採算の点から見ますと、現に若干の利益が出ておるわけでござりますが、かならずその余裕はあるわけございません。

す。ただ、御承知のよう、政府の金融機関が全部で七つほどござりますが、それらの金利はどういう立場からきめられておるかという問題でござります。これは先生も御案内の通り、その公庫自身の収支採算の能力といふことを、確かに一つの要素にはなっておられますけれども、やはり市中金融における金利とのバランス、これは若干いずれも市中金利よりは下回っております。それに、それぞれの政策的な要請の度合いといふものを勘案してきておるわけでございます。そういう角度から、たとえば中小企業金融公庫といふのが別にございまして、あるいは国民金融公庫といふのもございますが、そういうものは現在九分の金利になつておるわけでございます。それからちよど同じような性格の事業をやつております開発銀行における地域開発のワクがござります。これの金利も八分七厘といふところにまとめておるわけございまして、大きな方向としては、こういった政府の金融機関の金利もだんだん下がつて参つております

し、これから将来もそういう努力を継続すべきだとは思いますけれども、そ

うじょうものとの関連において総合的で
考えていくべき問題ではなかろうかと
思うのであります。

この八分十厘をきめておるのだと、いろいろお考ふが、私には解せない。政策金利として、特定の業種については、たしか安いのは三分五厘くらいのものも何があつたよに——これは記憶ですが、何か問題になつて、これははどうしても必要なものであり、公共性を帶びたものであるということになれば、

そういう特定の金利も認めているはずです。私は、公庫の性格といつもののは、そういう公共性を帯び、その事業の内容によってはそこまで踏み込んだ援助をしてやらなければ、北海道の産業というものはなかなか伸びていかぬ。こういうような考え方から、特定の金利制度のもとに利子といふものを考えるべきじゃないか、こうしたことを探し上げる。全く社会党の域を脱して、何か資本家になつたようなものの言い方をしておるのですが、私はそういう考え方でものを見ておるわけです。もう一度、特定利子の制度のワクにこれは入れられないものか、その点を伺いたい。

すと、北海道、東北地方の開発を促進する意味において、やはり政策的に八

分七厘といふ、一般の市中金利よりは低いところにきめたつもりでございます。御承知のように、最近低金利政策をとる言葉が出て参つておりますが、

市中金融機関におきましては八分から九分、あの興業銀行のよくなところでも九分を上回る金利がかなりござります。そして、そいつた市中銀行よりは、もちろんこれは政府の銀行でございますから、低くきめらるべきだ、そういう趣旨で、中小企業金融の金利が九分でございますが、それよりも若干低目の

ところで、ほかの政府銀行にも低い金利のものがあるではないかといふことでございますが、これは石炭とか電力とか海運とか、そういう特定の業種でございまして、こういったものはやはり全国的な視野に立ちまして、しかも開発銀行という窓口で一元的に処理するのが適当なのではないだらうか、そういう見地から見ておるわけでございまして、もちろん、電力とか石炭につきましては、北海道、東北地区に所存するものについても、その分については六分五厘になるわけでございます。それ以外の一般的な二次産業の業種につきましては、これは八分七厘。それから仰せのように、三分五厘と低いといふようなことがいわれておりますので、二次産業に關してはそういうものはないわけでござります。別

途、輸出入銀行で四分といふ輸出金利を採用いたしておりますが、これはま

た別の意味で、ヨーロッパとかアメリカとか、そういう国と輸出競争をすることだけでござりますので、そこら辺の国際金利に合わせたところでやらない

と、これは勝負ができないわけですから、あります。これはまた別のものとして考えるべきではないだろうか、かように考えております。

○山内委員 これも私ども疑惑がありますけれども、この借入金といふのは、やがてなくなるわけですね。将来、長い間に返済すれば消えることになるわけですね。
す。
○松田説明員 先ほどもちょっと触れましたが、従前は政府資金を公庫が利用いたすにつきましては、借入金の方でいたしておったのでござります。ところが、最近はこれが社債引き受けの形になりました。従いまして、社債の金利自身で政府資金がわれわれの方に流れてくる、こういう形でございまるのです。
ればこれが道民にまた還元されるような方法で、いろいろ利子の問題もあります。ただ、社債借り入れの場合に七分の問題もあり、一つこういう基本的なものを御研究いただきたいと思うのです。したくいは先ほど触れました納付金の問題ですが、この前はたしか六分五厘という発表であったと思います。五厘高くなつたのはどういうことですか。

○松田説明員 さようございます。

できることになつておりますけれども、現実には保証の例はないわけでござります。と申しますのは、資金を必要とする先におきまして、公庫から直接借りりますれば、先ほどから申し上げております八分七厘で借りられるわけでござります。しかるに、先生のおつしゃつた保証でいたしますときには、公庫の貸出金利よりも高い市中の金利で借り、その上に公庫に対しまして二

○山内委員 保証をやるというと、金利の高い上に二分の保証料を取られると。やはり、この二分といふものもあつたので、さういうな関係で今日保証の例がなないのでござります。

○公庫から直接借りることに比較いたしまして、公庫の保証で市中の銀行から借ります場合には、その間利息上非常に大きな差がござりますので、資金の需要者として、保証の要望というものが実はないでございます。従いまして、私どもといたしましては、保証のワクといたりも、融資いたしますところのワクを広げてもらうことの方が、皆さんの御要望に従うものでありますので、さういうな関係で今日保証の例がな

は問題だと思うのです。保証料くらいは免除してやつてもいいのではないか。しかし、今おっしゃる通り、ワクチンが拡大されれば、八分七厘で借りられるのですから、これはいいことだと田崎のです。それにつけても、限界が年資の二十倍ときまつておりますから、国会にすがらぬでも、利益額・納付金の額は簡単にそのまま増額していくふうな措置をとつておけば、それだけはえていきます。そういう手段でも譲り難られて、せっかく法的には業務の保証制度がありながら、実際に五年もたつて一錢も、一件もないというのであつたならば、むしろこういう業務を法規の上から削つてしまつた方がいい。そういう考え方を持たざるを得ないわけです。これは意見ですので、あつた御研究いただきたいと思います。

卷之三

○石山委員 北海道、東北の開発は、公庫の役目も、ある意味で非常に後進的だらうと思うのですが、特殊金融機関を通じて見た産業の実態といふもの、大きっぽでよろしくうございまますから、どの産業に投資したら非常に効率的であつて、この産業はどうも最初思つた通りに実績が上がつてこない、こういう例証があつたら、その例証を一、三お示しを願いたいと思います。

○松田説明員 公庫の融資につきましては、法律に明記されておりますように、資源の利用開発というものを総合的に促進することに寄与するような方針

し出しがした。こういふことをしますので、何よりの考え方でいたしてお

ります。従いまして、公庫の貸し出しの方向といたしましては、それぞれの北海道あるいは東北というところにおけるところの資源の状況にもちゃんと従つてくることになります。従いまして、北海道について申しますと、たとえばてん菜糖とか紙パルプとかいうようなものが多くなります。そしかつ

東北の地区に参りますと、非鉄金属あるいは天然ガスを利用するような事業というもののがどうしても多く相なります。そのほか、北海道の特殊事情といたしましては、建設用の資材ないしは生産物をどうしても内地に運輸してこなければなりませんので、船舶の関係といふものがどうしても必要になります。さように東北、北海道それぞの特殊性に応じた傾向が現われて参りま

す。そして実際問題としまして、しかるべき事実やつてみて成績の思わしくないものはないかというお話をございまが、今東北、北海道ともに森林資源が多いのでござりますので、紙パルプだけではございませんで、繊維板とか、いろいろ木材関係の新しい工夫といふものが行なわれておるのであります。かようなものの中には、新しい方式を採用していくときには、試験と申しますが、研究自体のものも多少ございまして、当初予期したほどの成績が上がらずにおるものも間々ございます。そのほか、たとえば北海道におきましては水産物が多いわけでございますが、魚を乾燥することができますならば、天然でありませんで機械的に乾燥することができれば非常にいいわけでありますので、さような計画もござ

いますけれども、これはなかなか当初
考へたよろには参らないような傾向も

二、三見受けられます。

○石山委員 私、金融機関といふものは、一つのワクの中でも最良ということを中心にして操作をなさつてゐると思うのです。ですから、資金量が不足かどうかということになると、これは銀行の方自体としては言わぬと思う。しかし、幾う経営者企画室にございました。

ことは、経済企画庁は、口を開けば、地域の格差是正が政治のモットーだと、いうことをしょっちゅう言っている。そういう点から見ると、今の総裁の発表から見て、投資の形態といふものは、おのずから第二次産業に限定されてきています。それ以上の産業は見ていない。おそらく投資もあまりしてあげていないのかもしませんけれども、今政府でやっている農業改善事業

等の返上運動などが起こっている理由は、つまり、投資がみみちいものだから、改善事業に手を出しても、負債だけが残っちゃって、実効が上がらないだろうという不安があるわけです。ですから、後進地、特にこの場合の東北、北海道を見てみますと、投資されている面が、農業のうちのビートであるとか、地下資源であるとか、水産の一部とかいうふうに、ほとんど限定されてきています。資金量がことし、来年、再来年とむだなよしな格好で投資されないと、産業の育成ということはおそらく不可能だと私たち考えているのです。特に農業の場合、水産業の場合などは、そういうことが大事であろうと思うのですが、それに対して皆さんはの方の見た目の資金量というものの批判ですね。投資がみみちいものだから、改善事業に手を出しても、負債だけが残っちゃって、実効が上がらないだろうという不安があるわけです。

は、総合開発から見て、まあまあこの程度ならばということになつております

〇五置説明員 ただいまお話を第一点は、農林水産業の方の配慮が足りないのではないかといふ御趣旨だと思いま
すが、バランスから申しましたながら、農林水産業それ自体への融資は農林漁業金融公庫でいきますので、公庫で融資されるのは加工工業になるわけ

でございます。現在三十一年から三十六年までの累計で申しますと、農林畜水産物の加工業に公庫から融資されましたものが二百五十六億になつておりますまして、製造業と申しますか、化学工業、それから非鉄金属、そういう製造業全部入れましたものが二百三十一億になつております。そのほか、交通運輸業が九十六億、鉱業が九十七億ござりますけれども、それらに比較いたしまして、第一次産業の加工業への融資が非常にバランスを失しているとも思つていい次第でございます。

なお、お尋ねの第一点の地域開発と申しますか、所得格差は正の点からどうかというお話をございますが、その点から申しましたならば、資金量全体といたしましては、私どももつとは多いわけでございます。ただ、所得格差の点から申しましたならば、私どもといたしましては、公庫のみを考えるわけに参りませんので、現在県民一人当たりの所得を比較いたしますと、一番低いのが鹿児島県で、次が宮崎県につたと思います。次が岩手県でございましたが、そこで、そういうほかの地方のことは開銀の方でやられておるわけでございますが、そちらの方も考えなくてはなりませんので、全体とし

まして、そういう地方開発的な融資のワクはもつとはしないとは考えておりません。

○石山委員 この経済開発は、もちろん公庫だけに限られるということではない。ただ、私たちが地域格差の問題を出す場合、東北、北海道と九州の南部がたまたま一致しているような格好、この一致していることをもうちょっと突っ込んで考えてみたらどうかと思うのです。暖かいところ、つまり、地理条件といふことと、このたびのように豪雪を食らってひどい目にあいながらも、南国の鹿児島県、宮崎県等と同一にするためには、そこに住む人たちの並み大ていの苦労、努力で、は、そこまで達成できないといふことですよ。ましてや、全国平均に近づくとするならば、これはその住民の汗水だけではだめだと私は思う。もつと公共的な投資といふものがこの際考

その条件と同じような見方ではないのではないか。特に東北、北海道の中には、もっと別の面から力を注ぐ、力を注げば、それだけ上がっていくのです。それが地下資源もないものなら、投資の効率といふものは薄いです。まだまたこういう産業は起き得る可能性があると思います。特に今度農林省で、米の俵をやめて紙の袋にするなどが、これは林業と連帶関係があるが、これは林業と連帶関係がある。まだまたこういう産業は起き得る可能性があると思います。特に今度農林省で、米の俵をやめて紙の袋にするといふ案が出ておりますが、これなどはやはり安い紙袋を使わせる。そうして俵は堆肥に回らなければ、畜産は起きないのですから、こゝへ投資することとは、あんまり満足感だけではなくいかぬと思うのです。去年より五年多くかかるらしいじゃないか。しかし、最初の元手が少ないのでし、立地条件が悪いところなんですか、皆さんが少しぐらいいと思ったって、これはなかなかいいところへいかない。たまたま南国の鹿児島、宮崎県をお比べになつたのですが、東北、北海道をそれと同じ歩調に合わせるとすると、これ

は人道問題ですね。雪のある国に対しては、そういう思いやりがなければならないことは、非常にむずかしい問題である。たゞ、公庫もどういふうにして比べたのでござりますが、実際の格差を比べることは非常にむずかしい問題で、私どももどういふうにして比べたらいかというと、この点がござりますけれども、大綱は一致

する。ただ、企画院といつしましては、あまり個々の融資の立場には入りたくないと思つておりますので、具体的な問題になるところへいかない。たまたま南国の鹿児島、宮崎県をお比べになつたのですが、東北、北海道をそれと同じ歩調に合わせるとすると、これ

は人道問題ですね。雪のある国に対しては、そういう思いやりがなければならないことは、非常にむずかしい問題で、私どももどういふうにして比べたらいかというと、この点がござりますけれども、大綱は一致

する。ただ、企画院といつしましては、あまり個々の融資の立場には入りたくないと思つておりますので、具体的な問題になるところへいかない。たまたま南国の鹿児島、宮崎県をお比べになつたのですが、東北、北海道をそれと同じ歩調に合わせるとすると、これ

は人道問題ですね。雪のある国に対しては、そういう思いやりがなければならないことは、非常にむずかしい問題で、私どももどういふうにして比べたらいかというと、この点がござりますけれども、大綱は一致

する。ただ、企画院といつしましては、あまり個々の融資の立場には入りたくないと思つておりますので、具体的な問題になるところへいかない。たまたま南国の鹿児島、宮崎県をお比べになつたのですが、東北、北海道をそれと同じ歩調に合わせるとすると、これ

は人道問題ですね。雪のある国に対しては、そういう思いやりがなければならないことは、非常にむずかしい問題で、私どももどういふうにして比べたらいかというと、この点がござりますけれども、大綱は一致

○永山委員長 これより本案について討論に入るのでございますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたしました。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○永山委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○永山委員長 引き続き労働省並びに自治省各設置法の一部改正案について、質疑を許します。石山櫻作君。

○石山委員 大橋大臣がお見えになつたのですが、政務次官に対してこの前私答弁をお願いしておつた点が一つございました。

それは二月二十日に政務次官会議が開かれまして、いわゆる各省の責任体制ということを強くそこできめたわけです。そのきめた中では、たとえば勤務能率向上のために待遇改善をする、人事院規則を励行する、こう書けば、高級官吏はいかにも規律がゆるんで人事院規則を無視しているよう見え何だか高級公務員は規律を厳正にし、人事院規則を励行する、こうぞうなけれども、労働省の内部はどうか、執務態勢はどうか、綱紀処正がきちっとついておるかどうか、よその省は言わぬけれども、あなたのところはどうですか、どういうように政務次官に言つたら、私はその日出席しなかつたのでわからぬとかなんとか、うまいことを言つて帰つてしまつた。それではこの問題は

あとで調査をして、労働省内の高級官吏その他の執務はちゃんととしておるかどうか、不良な者はいないのかどうか、こういうふうなことを答弁をすることがあります。これが成るだけです。それは自分たちで言つているのだから、そうなつた。

○大橋国務大臣 政務次官会議の決定は、まだ労働省としてはその通達を受領いたしておりません。受領した上は、十分内容を検討して、趣旨に沿うように努めたいと思つております。しかし、新聞等でこういう決定のありました事実は承知をいたしておりますが、おそらくこの政務次官会議の決定の趣旨は、国家公務員につきまして、

政府としては人事院勧告に基づく給与法の改正を提案をいたしております。しかし、だんだんに国会の御審議も進みまして、実施が迫つてきました。こういう時期でございましたので、もともと国家公務員の給与については国税に依存いたしておるのでござりますから、やはり国民の血税をこの上ともりつぱに有り難い。しかしながら、この傾向がある場合、公務員の給与と民間の給与といふ格好になります。首切りを承認した形が給与の面に現われる場合が予想されるわけなんです。そういう点を考えてみますと、この職能、能力あるいは時間短縮というようなものは、かなり高度な意義に使うという意味で、この際、政府関係の各省における公務員の執務のあり方について、おそらく各省とも間違なくやつてはおろられけれども、この際、一そらそらいう点に注意することが必要だ、こういう趣旨の御決定ではありますから、やはり方については、おそらく各省とも間違なくやつてはおろられけれども、この

趣旨に沿うようにいたしたいと思っております。

○石山委員 大臣にもう一つ。これはあなたがこの前御出席にならなかつた場合に、私、賃金部の部長さんといふ

いろと給与の問題についてお話ししたことがあります。概略的に申し上げますれば、今の日本の給与というのは、生活から逸脱からだんだん企業に沿うたようになります。中小企業の方々は企業努力を忘ることになつてゐるわけですね。そうすれば、なぜかといえば、日本の賃金は急上昇なんだ。その点をお伺いします。

○大橋国務大臣 政務次官会議の決定はそのままに同感であると考えております。従つて、労働省といつましても、賃金部長さんに申し上げておきました。それについて、大臣の大ざつとお願いをしたわけです。

それから、あなたの場合は給与担当大臣ですから、もう一つ。これは賃金部の長さんにも言つたのですが、公務員の給与と民間の給与といふ考え方、年功序列を否定するのが民間の傾向でござつた通り、いわゆる初任給を高くせし、能率給をつけよう、こういうふうなことと、それからもう一つ、官吏の給与を考えた場合、何と申しましても、膨大なシステムの中では、抜擢人事といふのはなかなかむずかしい。結局、年功序列型が最も平安本でいえば、日本の海外貿易が順調に伸びた場合が想像されます。しかし、日本の場合には、かなりに経済状態、日本でいえば、日本の海外貿易が順調に伸びた場合が想像されます。しかし、日本の場合には、飛躍ではござりますけれども、高度成長経済が頭打ちをする同時に、貿易はどうも停滞気味を免れおりません。そこで、この高能率、高賃金だけを労働省あたりがあまり主張されると、どうも危険性があるのではないか、こうしたこと申しあげたのです。

それから、中小企業と大企業の賃金の格差がなくなつたとか、給料が急に上昇したとか、コスト・インフレになると、こういうふうな言葉を使つますが、やはり職能給を採用する時期がきたと判断するならば、人事院の勧告に対しも、非常に無理に横すべりをさせてそれを給与をきめてきておりますが、これもその通り、国家公務員法におきましては、公務員法がこれまでの人事院の勧告は、民間給与にならつて、そしてそれに無理に横すべりをさせてそれがやはり職能給を採用するときも、職階制の採用といふことは、やはり能率給的な考え方を給与の方面においても将来採用しようという土台ではあるとは思いますが、しかし、公務員法ができまして以来今日まで、人事院における職階制に関する作業もほとんど進んでいませんが、この使い方については、日

るので、ただいまのところ、政府いたしましても、国家公務員の給与について基本的な形を変えようといふような考え方はいたしておりません。もう少し、民間の給与体系といふものも今後どういうふうになつて参りますか、それも十分に観察をいたしました上で、おくれて結論を出して差しつかえないのではないか、こういうふうに考えております。先走るよろな考えは毛頭ございません。

○永山委員長 山内君。

○山内委員 大臣がおいでになるうちに、一二三、大臣にお尋ねしておきた百二十九名の増員でありまして、これは単なる業務量の増加、三十二年度に対し三割の業務量増加に対し、一割二分の増員ということで、これは問題がないわけです。特に私どもは、二百二十九名の増員でもまだ足りないといふ考え方はありますけれども、これは機械化、あるいは機動力を持たせて、業務の能率を上げて補いたいという当

実は、前の委員会のときに強く指摘しておいた点であります。今度は二

百二十九名の増員であります。これは

は、経費を詰めて、安全な作業のできないような工場をつくって、そして顧

客に移管するにはいい仕事だと思つておられます。ただそれだけを考えば

ですよ。しかし、労働者を災害から守

る。そろすると、経営者といふものは、

は、経費を詰めて、安全な作業のできないよ

うな工場をつくって、そして顧客からも質問が出ておられますけれども、そろすると、

一日に一軒づつ回つても、一年半かかる。こうしたことでは、とてもこの

事務当局から数字を出していたときも、一人の監督官の受け持ち個所が四百も五百も負担がある。これはあとで

員からも質問が出ておられますけれども、そろすると、

ないか、こういうふうに私どもは考えます。

特に、予算書の中から拾つてみます

と、これもこの前ちょっと触れたのです

が、労働保護官署の方々の身分といふものは非常に低い。たとえば労働基

準監督官といふのは二百六十四名おり

ます。そのうち、六等級が三百三名、

七等級が六十一名。別にこれは等級が

低いから仕事ができないというのではなくて、仕事に誇りを持てばそれは

やれるでしょうけれども、労働省のお役人というのは、実はここにたくさん

おられると思いますけれども、私は非常に同情しております。建設とか農林

とか、そういう事業を持つてない。

こういう人たちの職場といふものは、

仕事を生きがいを感じて、給料は安く

てもいいのだ、こういう仕事に対する誇りを持つてもらうことが一番大事です

ます。ですから、こういう官等級の低い

人を監督官といふことにしておいて

監督官をするといふことになると、数年

たつてようやく一回りできるといふよ

うなわざかな監督官の数であることを

は、これは事実でございます。

そこで、労働省といたしましては、

面の努力によつて災害の減少をねらう

必要もありはしないか。こういう面

で、特に工場、事業場に対します法令

の整備、監督官の指導強化、ことに中

小企業に対します安全施設のための融

資制度等を実施いたして参つたのでござりますが、昨年の七月、産業灾害防

止対策審議会から、政府に対して答申

がございまして、閣議におきましても

新産業災害防止五ヵ年計画を樹立し

て、さらに災害防止を強力に推進しよう、こうしたことになります。ただ

いま改正法律案を提案しておるような

次第ござります。安全教育の徹底で

あるとか、あるいは安全管理の体制の

推進であるとか、新技術に即応する安

全対策の強化等の面を進めますとともに

に、災害防止に対する民間の自発的な

努力を一そく推進いたしますため、特

に全国的規模ないしは業種別の団体を

つくつて、政府から補助金を出して、

活動してもらうといふよなことも考

えておるわけでござります。しかしながら、何と申しましても、監督官の人

員の増加並びに待遇の改善といふこと

は、安全行政の根本でござりますから、この点については、ただいまお述

べになりました御趣旨をございます

で、労働省といたしましても、今後十分に努力をいたしたいと存じます。

今答弁の中にもありました、地方的

努力いただきたいと思います。ただ、

いろいろ危険な職場には必ずから略み

て置いてある意味は、この災害をどう

して予防するか、防止するかという点

にある。单なる保険料を徴収して、保

険金を払うのであつたら、これは地方

自治体の公共団体にこの業務を移管し

た方がいいという考え方を私は持つて

おります。ただそれだけを考えれば

おもに、これは、りっぱな職場へ行つて社

長に会つて、この工場の施設が悪い、

といふものが、国の機関の中に直結し

込んでいく、そしてそういう施設を

見て、働く人の環境の整備をやるのが

任務なわけです。そういう点で、はた

して今の陣容でやれるのかどうか、そ

ういう点で問題になります。他の委

員からも質問が出ておりましたけれども

も、一人の監督官の受け持ち個所が四

百も五百も負担がある。これはあとで

事務当局から数字を出していたときも

に、業種的に民間の団体をつくり上げて、それに国が助成をして災害防止をやる、これはやむを得ないでおやりになるのでしょうけれども、政府みずからが自発的な指導力を持たないで、民間にそういうものをつくらせて、経営者まかせになってしまふと、かえってこの防災といふものが危険にさらされ心配がある。要するに、経営者にお世話になるのですから……。そういうことではやはりいかぬと思う。労働省みずからがその職場に行って、危険なところを観察して、強力にその安全をはかる、労災から労働者を守つてやる、この気がまだがなくて、単に経営員から強い指摘がありましたけれども、私も非常に心配する。そういうことのないような万全の対策を考えたい。ただきたい。

それから、これも大臣おいでになるうち聞いておきたいと思いますが、実は行管の方からいろいろ監察された結果として指摘された中で、私もこれは同感でもあり、いまだこういう点が修正されないのであるのかと不思議に思う指摘がなされております。これは大臣御承知と思いますがけれども、一つは、公共職業安定所の区域の問題とあります。私も、全国的にはどうなつておるか、様子はよくわかりませんけれども、私のおりました北海道でも、そ

上の地域的に見たり、またその後の失業の発生状態から見たり、今度はまた炭鉱離職者というものがたくさんふえてくる。そういうことで、どうしてか区域の問題とか、あるいは出張所、あるいは本省の関係、そういうものに大きな修理をしなければならない時期になつたと思います。この点について、一つ大臣の御意見を承りたいと思います。

○大橋国務大臣 御指摘通り、職業安定所の配置並びに管轄区域等が、業務量と必ずしも調子がそろっていないという点がござります。これにつきましては、労働省いたしましても、できるだけ現状に合わせるようにしなければならぬと考えておるのでございまして、管轄区域の変更等によりまして、従来から多少修正の努力は続けて参つたのでございますが、やはり切った処置をいたしますには、相当な職安の新設並びに人員の増加が必要であったでござります。今回、幸いに中高年齢層の離職者対策に関連いたしまして、必要な人件費並びに教力所の職業安定所の新設、また出張所、分室等、相当大幅な増設が認められましたので、お示しのよくな趣旨をもちまして、今年度できるだけ職業紹介網の手直しをいたして、実情に適合させるよういたしたいと思います。

○山内委員長 石橋君。
ませんから、中間に……。

○石橋(政)委員 大臣にちょっとお聞きたいと思います。
実は昨年、私の地元の職業安定所の所長人事の問題について、非常に大きくな紛争が起きておって、御承知かと申しますが、地元の職員は天下り人事だといって反対したわけですが、一出发したわけですが、の職業安定所の所長を中央から派遣された、若い人ですが……。これに対しても非常な不満を持って、登庁を阻止するというような強硬な運動が展開されたという事件があるわけです。はたしてそういう無理をする必要があるのかと私はいう点で、私も疑問を持っております。従来も県の職業安定課長あたりまでは本省から派出していくというような例はございましたが、出先の所長まで本省から派遣するというのは、長崎県においては非常に珍しい。全国的にどの程度やつておられるかもお聞きしたところでは、非常に珍しい。全国的にどの程度やつたとするならば、どうも私は済みませんが、その意図が実はわからぬのです。ほんとうに安定所の仕事を円滑にやらせようという気持でやつたとするならば、どうも私は済みませんが、その意図が実はわからぬのです。ほんとうに安定所の職員の身分の問題について、非常に問題が出ていることは御承知かと思う。結局、県の職員にいって、現状では、なかなか安定した方がよいという空気が出てきています。これに対する巻き返しではないかというふうにも考えられる。ほんとうに役所の仕事を円滑にやられると、職員になりたいというならば、その辺の身分を今のよろんなあいまいなことに書いておきたいと思います。

ははつきり割り切つてもいいじゃないですか。この業務でも完全に県に委任して、県の職員がやっているものが何ばかりもあるわけですから、職業安定業務について、従来のような職員の身分をあくまで継続しなくてならない根柢があるのかどうか、ます、その辺からお尋ねしてみたいと思うわけです。

○大橋国務大臣 職業安定所の職員を地方公務員にする必要があるかどうかといふ御質問でございますが、それは国際労働条約の関係上、国家の責任で職業紹介網を維持管理しなければならぬ、こういう意味で、國家公務員が当たることが必要だ、とういうことで、ただいま全部職業安定所は国立になつており、そしてその職員の身分は国家公務員になつておる次第でござります。

○石橋(政)委員 条約上、絶対地方公務員に移譲できない、こうおっしゃるわけですか。

○大橋国務大臣 たゞいまそういう解釈をいたしております。

○石橋(政)委員 その辺にも問題があると思うのです。職員が地方公務員になりたいのだという希望を非常に真剣に最近は言つております。この点については、私自身、まだ党としましても、どちらの方がいいかということを最終的に結論を出しておりませんから、これ以上申し上げるつもりはありませんけれども、今申し上げた、仕事を円滑にさせるために、そういう立場まで中央から派遣してやっていくということになると、ますます現在の職員

○大橋国務大臣 この長崎県の職業安定所に、労働省の中央の官吏が直接所長に任命されたという例は、まさにこれまでの例でございまして、聞くところによりますと、この制度が始まって以来最初のことであつたそらでござります。その事情をただいま確かめてみますと、元来、職業安定所は国立の機関でありますことは、先ほど申し上げた通りでございます。ところが、各府県に相当数も多いものでござりますから、それに対する監督権は一応府県知事に与えることにし、そして府県知事のもとに職業安定課を置いて、管内の職業安定所の管理監督をする機構になつております。そこで、労働省いたしましては、職業安定網の整備並びにこの運営について責任を持つ必要上、県庁の失業保険課長、職業安定課長には、従来からも県原とも県知事との話し合いを通じまして、中央から官吏を派遣する場合が多いのでございました。長崎の場合には、たまたま中央から派遣いたしておりました失業保険課長が更迭することになりました。その後任を本省から出すことに順序上なつたのでございますが、県の希望いたしまして、地元の職業安定所長に適任者があるので、それを失業保険課長にしたい、そこで、本省から來た人を職業

安定所長に任命してくれ、こうなったことで、この任命が行なわれたのでござります。従つて、地方の要望でございましたので、おそらくは地方の安定所の内部の状況を十分に調査せずに、この任命が行なわれたよくな点もあつたのではないかと思いまして、今のようない地元でご当地を起こしましたことは、これはまことに遺憾なことであると思つております。私どもいたしましては、中央の労働行政といふものは、いつも地方の労働行政の実態に即したものでなければなりませんし、そのためには、中央で働く官吏が、時に地方の第一線に職場を得て、そして第一線の実情に十分親しみ、またその実情を第一線に職場を得て、そして第一線の実情に十分親しみ、またその実情をわきまえておくということは、労働行政の将来のために必要なことであると思いまして、この原則というものは、依然として続けるべきものであると思ひます。ただし、今まで職業安定所にはそつした例がなかつたわけですが、今度そういう特別な事情で、初めて行なわれたものでありますから、職業安定所長に中央から今後も出すかどうかといふ問題につきましては、もう少し役所としても検討をいたしたいと思いますし、まず県庁あたりで県内の県庁といふ立場での仕事を見習うことによつて、おおむね目的を達し得るのではないかというような点もございまので、今後の問題としては、十分に検討をいたしたいと思います。ただ、長崎県のその問題は、そういう特別な事情で起つこりまして、結果的にはまさかに遺憾であったと思つております。

局、行政運営の円滑化、そのための人事が事といった形に合つてないと思う。これは労働省に限らず、府県段階と本省との関係で、各省とも天下り人事が行なわれることは、私もよく知っています。それは、県自体の仕事というものは非常に少ないからなんです。ほとんどどの仕事というものは、本来国の仕事で、それだけに各省との結びつきが強い。だから、いわば人質みたいな格好で、本省からだれか来ておれば非常に円満にいくのだというのが一応の口実であって、實際には、知事は必ずしも心から賛成していない向きが多いわけです。本省からだれかを押しつけられたときには、それを断わったたらあとあと非常に支障を来たすから、まあまあ受け入れておこうという受け身の形で行なわれておる人事が、私は多いと思うのです。私はそれは言いません。しかし、今の問題に限つて考えてみますと、県の失業保険課あるいは職業安定課といふところは、慣例として課長が本省から来ておることは、私も知つておる。全般的に把握し、掌握し、そして中央との結びつきといふことを考えて、いはば、やりようによつては、それはかえつてうまくいくかもしれない。しかし、ほんの一出先所長を本省から持つていくのは筋が通らないですよ。今の説明を聞いても、課長の方は向こうの方で確保したいから、本省から来るやつを出先の方へ回していくかもしれませんか。全く変な人事じゃありませんか。人事のための人事じゃありませんか。そんなことは以後絶対にやめさせんか。世保の例が全国初だということでありますが、これでも失敗したわけですか

ら、以後そういうふうな無理な人事はおやめになつた方が、仕事をスムーズに進めていくために非常にいいと私は考えますので、その点だけ一つお約束願つておきたいと思います。

○大橋國務大臣 十分に慎重に考へることにいたします。

○山内委員 若干事務的なことをお尋ねしておきたいと思います。

今の石橋さんの御質問にちょっと関連しておるのでですが、予算書の中で、地方自治法の附則八条による定員七百七十名をかかえておられるのですが、これはどういう性格のものであり、将来どうなるのか。ふえるのか減るのか。どういう立場にあるのか。この内容をちょっと御説明いただきたい。

○松永政府委員 地方自治法附則八条によります定員は、制度として制定されましした際には、暫定的なものという考え方で制定されたのではないかと存するのでございます。しかし、その後、この八条に基づきます定員が、相当長期間にわたり府県におりまして勤務いたしておりますので、この実績等から考えまして——地方自治法の所管は自治省でござりますので、この解釈は自治省が責任のある解釈をされると思うのですがございますが、私どもといしましては、単なる暫定的なものであるということではない実態を備えつつあるというように考えております。

○山内委員 今お答えになつた程度のことは私も承知して聞いておるのであります。この七百七十名の、地方自治体に席を持ちながら、身分は国家公務員で、ある。そういうことから、いろいろな摩擦が起き、石橋さんから今指摘のあつたような問題もここから発生して

くるのではないか。そういうことで、この地方公務員、国家公務員、しかも机を並べて働いておる人の中で、こういうことがまだ残つておるということが、いいのか悪いのか、将来どうなるのか、現実はそういう差別がないのか、そういう点の把握をあなたの方どういうふうに押えておられるかをお聞きしたいわけです。

○松永政府委員 地方自治法に基づきます国家公務員が、県庁の中におりまして、地方吏員と一緒に働いておるという現実は確かに山内先生御指摘のように、必ずしも統一のとれたりっぱな姿ではないというふうに私どもも感ずるのでございますが、労働行政だけの面について見ますと、職業安定課、失業保険課、職業安定所といふような系列におきましては全部国家公務員、ただし、今おっしゃいましたように、安定所におきましては労働事務官、県庁においては國家公務員は地方事務官といふような名称の差がございますが、縦割にしてみた場合には、全員が国家公務員であるという点においては平仄がとれておるというふうに考えます。ただ、御指摘のごとく、各省それぞれ仕組みが必ずしも統一がとれていないといふ実情もござりますし、現状のままで整然としてこれでいいのだというふうには私どもも考へてはおりません。

○山内委員 この問題は、いずれまた私どもも研究しまして、いろいろ意見も申し上げたいと思います。

その次に、お尋ねしたいのは、この行管の指摘の中で、私もこれは理解に苦しむのですが、労働基準局関係ですけれども、非常に兼務職が多い。ここでは数字をあげておりますけれども、

四十三名のうち二十七名、六五%の兼職兼務者がおる。こういう点の指摘があるわけです。何がゆえにこういう多くの人が足りない、そして本来の防災ということについては手が回らないといふときに、この兼職というのは非常に奇異な感じがするわけです。これについての御回答をお聞きしたい。

○鈴木説明員　お答え申し上げます。
今申されました兼職の数字は、はつきりと把握はいたしておりませんが、多分こういうことではないかと思います。と申しますのは、労働省の職員年令層はかなり古くなつて参るわけであります。いわゆる級別定数は、ピラミッド型が若干ちようちん型に実態的にならざるを得ない。こういうような給与形態になつてくるわけでござりますが、必ずしも等級別定数がそれに応じてでき上がつていい面があるわけであります。上の等級、いわゆる四等級なら四等級につけるために、形式上そういう兼務の形をとつて、四等級相当のポストでないと、たとえば専門官とかそういうことでないと、なかなか四等級になれない、一般の職員ではなれないといふ場合には、そういう兼務ができた、こういうふうなことではないか。ただいまお話を伺いまして、そんなことではないかといふに考えるのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

て歩く人ですから、相当な見識もあり、専門的な知識もなければならぬ人だらだと思う。それがこういう兼職の形をもつて身分を多少でも上げてやらなければここに入つてこないといふあたり方は、おかしいと私も思う。ですから、私はこういうことをはつきり申し上げたいと思うのですけれども、労働基準監督業務といらうのは特殊なんでお医者さんも必要かもしれないが、そのほかに、大学でも学ばないような特殊な教育をし、研修をしなければ勤まらない職だと思います。ですから、この研修施設なり何なりを設けて、そういうところで勉強させたものは、特殊業務として官等級を与えて仕事をやらせなければ、先ほど私が指摘した通り、名前は監督官であるけれども、実際は六等級、七等級の足だまりの予算より組めない状態にある。何も一般職の試験をとらせることがないと思う。こういう特殊なものは、特殊教育をやって、その学校を出て、独特的の身分待遇を与えて、そしてその業務でやっていく。そうすれば、初めてここで労働者を災害から守るような強力な国の力をバックとして、職場に行つて、どんどんそういう不安定な施設の悪いところを改造させていく。こういうところに結びつかないと、今のようならずかの数の中ですけれども、半分以上——兼職をして初めて待遇を認められるというのですから、大臣おりますれば、この点も、そういう回答が出るのだったら、大臣にお尋ねするのでしたけれども、そういうことで、一つこの点大いに研究していただきたいと思います。

所に行つておるわけですが、非常に繁忙をきわめておる。一体失業保険をめぐらす人の窓口になる職員は、一日にどれくらいの人間を扱つておるのか、その点の統計がありましたら教えていただきたい。

○松永政府委員 失業保険におきましては、基準といたしまして、失業の認定につきまして一日一人当たり百五十人、給付におきまして三百人という基準をもつて、業務量計算をいたしてあります。

○山内委員 これは僕是非常に多い数字だと思うのですが、現実がそうなつてゐるから認めざるを得なくてこころやつておるのか。認定百五十人あるのは給付三百人一百五十人の人を相互ににして一日にやるというは、常識的に判断して非常に多いと思うのですが、これほどいふ計算でこういうのが出ているのですか。

○松永政府委員 御指摘のように、非常に多い感じがいたしますが、失業保険の受給者が窓口に参ります際に、この件数の中には、二回目、三回目、ずっと来る方も入つております。それから新しく来る方も入つております。従つて、二回目、三回目につきましては、非常に時間が少なくて処理でききませんけれども、突つ込みました平均の数でございますので、全部初回の受給者でありますと非常に大へんでござりますけれども、大へんだと思いますが、そういう計算で一応の基準にいたしておるわけであります。

○山内委員 基準はそぞうとして、現実は、先ほども御指摘がございましたが、安定所によりまして相当業務量のバランスが異なつておるところがございます。たとえば大都会の大安定所といなかの方の安定期所と比べますと、やはりできるだけ調整はいたしておりますけれども、繁忙の度合は違つて参ります。忙しいところでは、この基準を上回つておるところもございます。それから下回つておるところもございます。これにつきましては、担当者の人員増といふこともできるだけはかる方向で努力をいたしておりますが、同時に、やり方につきましては、たとえば従来は建前として一週間に二回認定をするというような基準になつておつたのでございますが、今後におきましては、その認定を一週間に一回に一本といたよくなことで、基準を改めまして、できるだけ担当者の負担を減らして参りたいということを考えております。それからまた、窓口にたまに一ぺんといふような事務につきましても、電光表示器といふのを取り入れまして、人手をわざわざなくして、スイッチ一つで受給者がお金を取つるために」ということで、三十名増員してあります。これの具体的な方法をどういうふうにお考えになつておられるか、ちよつと……。

○永山委員長 起立總員。よつて、本案は可決すべきものと決しました。

○永山委員長 起立總員。よつて、本案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石橋(武)委員 実は給与三法の審議の際にお伺いしたかったのでございま
すけれども、給与の審議を急いだ関係と、大臣にわざわざ来ていただかなく
ても、自治省設置法の審議の際にお聞き
向き願えると思って、今日まで保留しておつた問題があるわけです。それは
従つて自省の大臣としてよりも、國家公
安委員長としての大目に伺いする
るという方にウエートがかかってお
わけですが、警察の補助的な任務に從
事しておる人たちの中で、非常に劣悪
な労働条件で酷使されている人たちが
おります。そういう下部の事情までは
たして大臣が知つておられるかどうか
か、実はそう考えたわけです。そこと
で、こまかいお答えは事務当局からで
もけつこうでございますが、その事情
だけは把握をしていただいて、あとで
対処の方策を大臣からお答え願いたい
と考えておるのであります。

それは、正式な名称はどういうふう
な名称になつておるのか、よくわから
ないのでですが、普通沿岸警備員といわ
れております人たちなんです。これは
終戦直後マッカーサー命令によつて設
置されたというふうに私の方は聞いて
おりますが、大体沿岸監視所に勤務を

しております。私の方の関係の長崎県あたりでは離島にあるわけでござりますけれども、主たる仕事の内容は、密航、密貿易の取り締まり、これの補助的な仕事をしておるというふうに聞いているわけでござりますけれども、まず、どういいくさつでこれができます、全国に何ヵ所どの程度おるのかということからお伺いをしてみたいと思ひます。

○後藤田政府委員 正式の名称は、密航監視所員と称しておりますが、この制度は、昭和二十一年の六月に司令部の覚書によって、不法入港船舶の監視について有効適切な処置をとれ、こういうことで設置を見たものでござります。

現在密航監視員の制度として、国家公務員の非常勤職員ということで、この制度が統いておるわけでござります。

全國に現在千九十九名ばかり、主として北海道、東日本、九州地方に配置をいたしております。

○石橋(政)委員 密航監視所員、非常勤の国家公務員といふお答えでござりますが、この任務に当たっている人たちは、設置当時は一監視所当たり四名ないし六名配置されておったと聞いております。それが現在では二名、二十四時間勤務交代、従って、毎日勤務ですね。そういうふうに聞いておりますが、その点は間違ひございませんか。

○篠田国務大臣 一監視所当たり二名というのは間違つておると思うのです。全國密航監視所は二百四十でござります。それから非常勤職員でござりますから、おもに沿岸の漁師とか、そういう人たちに嘱託と申しますか、お

願いしているわけでありまして、勤務状況も、今石橋さんがおっしゃつたように二十四時間びつたりやるんじやなくて、ある者は二時間くらいの場合もあるし、あるはまた八時間くらいや

あるし、あるはまだ八時間くらいやつておるわけあります。

○石橋(政)委員 それは労働条件全部

全国一律ですか。

○後藤田政府委員 ただいま大臣のお答えした通りでございますが、人員は

大体二名ないし七名ということで、平均はだいたい大臣がお答えした通りでございます。

勤務の時間でござりますが、これは非常勤の国家公務員でござります。

いままでの、公務員法に基づきまして、常勤職員の四分の三以内の勤務時間でござりますので、三十三時間以内

の勤務、こういうことになつております。

また、現実に任命をいたしておりますのは、ただいまお答えありました

ような沿岸の漁民の方であるとか、あるいは沿岸の農家の方といったよろな

方を任命をしておりますので、非常勤でありますし、勤務の態様はいろいろな

勤務についておる場合もあるし、あるいはまた、沿岸を巡回あるいは船によ

る巡らといったようなことで、その土地土地の状況によって勤務の態様は大へん変わつております。早朝あるいは

薄暮といったようなことで、その土

地土地の状況によって勤務の態様は大きく変わつておるようです。

○石橋(政)委員 いかにも本来は何か生業があつて、片手間にやらしている

んだと言わんばかりにおっしゃつています。

○石橋(政)委員 いかにも本來は何か生業があつて、片手間にやらしている

んだと言わんばかりにおっしゃつています。

○後藤田政府委員 壱岐のどの監視所

か知りませんが、そいつた監視勤務を、先ほど申しましたように、時期的にそいつた密入国なり密貿易なり多

いといふ時期にやるといふことは、これもあり得ることでござります。

○石橋(政)委員 いかにも本來は何か生業があつて、片手間にやらしている

んだと言わんばかりにおっしゃつています。

○後藤田政府委員 壱岐の場合は、昨年の暮れまではそいう実態があつたと思います。従来一日三百五十円、

月の最高を五千円という予算内の範囲で運営をするようにいたしておつたの

でございます。しかし、他の公務員の給与のベース・アップなり最近の物価

高といつたような点を考えまして私どもの方としては、昨年の四月に従来

のやり方を変えまして、一日の額を六百円、月最高一万円ということに変更

をいたしております。この変更の通達

をいたしておられます。この変更の通達

通いのところです。年末あたりの特に金でもほしいというときには、二ヶ月ぐらいかかる。いつのをくれるかといふと、十一月分ですよ。私は、まさか私のところにうそを訴えてくるとは思わない。一番金がほしい時期になつて二ヶ月もする。普通でも翌月二十日にずれる。ただでさえ安いものが、そういう形でおくれて支給されるといふところにもう一つ問題がある。

そこで、お伺いしたいのですが、非常勤の国家公務員ということになりますと、当然労働三法の適用を受けるということになるのか、その点いかがですか。

○後藤田政府委員 まことにうかつでございますが、私はつきりしたお答えができます。けれども、これは国家公務員でございますし、警察の職員でございますので、警察法に従う取り扱いを受けているのではないかというふうに考えております。

○石橋(政)委員 先ほど私がお伺いしましたときには、漁師でござるとか、そういう方向にポイントを置いて説明されようとした。今度は労働関係法規のことになると、警察だ。そこで問題は、警察の仕事をさせておるのだつたら、もつと大切にしてやらなければいかぬですよ。漁師だ、漁師だと言つておいて、肝心のところにきたら、今度は警察だ。そんなに大切な仕事をさせておくなれば、身分を安定させなければいけない。待遇を安定させなければいけない。待遇を安定させなければいけないのです。国家公務員であつてもいろいろありますから、何らかの形で保障がされてなくちゃならぬと思う。國家

公務員法で保障されるか、地方公務員法で保障されるか、保障がなければ、働いているのですから、労働三法での保障を受けますよ。この人たちは何によつて保障を受けているのですか。

○篠田国務大臣 今政府委員の説明では国家公務員だということであります。が、私が聞きましたのは、これは非常にうかつな話でございますけれども、実は漁師とかあるいは沿岸における農民とかいう最も監視しやすい人に嘱託しているのだ、こういうふうに私は説明を聞いた。私はこういう制度といふものほんとうによく知らないわけ

でありますから、説明を求めたところが、そういうことであります。ところが、最近は、法制上は、政府の仕事をしている人はみんな国家公務員になっておるわけであります。国家公務員であるとするならば、今石橋さんのおつやつたように、大体こういう仕事を

させるのにはあまりにも低いので、実は私は実情を聞いてびっくりしたわけですね。そこで、ひどいじゃないかといふ話をしました。ところが、実は今申しましてよう。時間的にもきわめて不規則でもあるし、また自分の仕事、漁師は漁業、農民は農業をしながら、やつてもらっているという説明であります。たが、今ここでお話を聞きまして、これは従来の習慣上そういうことをやつているということになるかもしませんけれども、おっしゃる通り、非常に

まして、この問題だけを取り上げて、十七年間この仕事をしてきているところが、きのう入った者と全く日給は同じなんですね。こんな制度はほかにございませんよ。どんな人でも、失業対策事業でも。

○石橋(政)委員 大臣の率直なお答えですから、私は深追いはしませんけれども、一応事情だけはもう少し知つておきます。この人たちは何に

法で保障されるか、保障がなければ、働いているのですから、労働三法での保障を受けますよ。この人たちは何によつて保障を受けているのですか。

○篠田国務大臣 今支給の方法ということを申し上げたのですが、前は所轄署において現金が支給されておつたわけです。現在では県警本部から本人あてに直接現金券が交付される。それを本人が銀行や郵便局で現金化するという道がとられてお

るようなんです。そういうところからも、時間的なずれが出てくるのじやないかと私は考へたわけですが、とにかく給料日といふものは、国家公務員の

場合であろうと基準法の適用を受ける場合であると、毎月きまつた日にこれが支給されなくちゃならないわけですね。基本原則ですよ。安いのに、いつも

そうから、少なくとも名前だけでも非常勤の国家公務員だ。現に所轄署長は事あるたびに言うそうです。お前さんは漁業、農民は農業をしながら、やつてもらっているといふことをやつて、肝心のところにきたら、今度は警察だ。そんなに大切な仕事をさせてお

いたといつていいじめるなんていうこと

それが、あなたが許さないばかりであります。この誓約書といふのが、また全く労働基本権を踏みにじつた、非人道的の違法の行為ですよ。どんな誓約をさせるとかいうと、給与のことでは絶対に苦情は言いません、組合はつくりません、退職するときも絶対に退職金の要求はしません、いつ解雇しても異存はございません——今まで少なくとも警察と名のつくところで公然とこんなこ

とが行なわれているなんて、私は夢にも思わなかつた。こういう誓約書をとられているものだから、特に離島の純朴なたちは、今までもがまんにがまんをしてきたわけです。しかし、食え

ないから、魚の一匹もとらなければな

くらなければならぬ、努力をして何と

か食いつないでいますけれども、とにかくしんばうにしんばうを重ねた結果、こんなことを持ち出して訴えた

から、大臣に特に申し上げておきます

が、要らぬことをばらした、けしから

ぬなんていつて圧力をかけたり……。

だから、この問題は、言ふことと

いうことをもじょつちゅううらうそ

うかけ込みになつていてるわけです。だ

から、大臣に特に申し上げておきます

が、要らぬことをばらした、けしから

ぬなんていつて圧力をかけたり……。

それからもう一つは、一番長い人は

いや、大臣がするのじやない、その責

任者あたりがやるようだつたら、私は

れども、次官から御答弁願います。

まず第一点に、千葉県で先般実施し

ようこいたしまして、自治省の圧力の

ために、途中でその計画を捨てるを

得なくなりました土曜日の半分休暇の問題であります。私は、あの問題は、実は加納知事さんが健康でおられたときに、これは卓越した非常にいい考え方である、このことはだんだん申し上げますけれども、ぜひあれを一つのテスト・ケースとして、その成果を見たいと思つておつたのですが、とうとう途中でこれを取り消された。亡くなられた今日になれば、加納さんにあの仕事だけはぜひ残していただきたという気もするのです。そこで、自治省関係の方にお聞きしたいのは、県知事に對してあなたの方からやめろという圧力をかけたということは、地方自治体の自決権を不正に干渉したのではないか。いろいろ法規も一通り目を通してみましたが、そういう考え方を持つのですが、この点についての解釈をお聞きしたいと思います。これは事務的な解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 法律的に申しますと、地方公務員の勤務時間につきましては、都道府県の執務時間につきましても、官房の執務時間がそのまま準用されるわけですが、この点についての解釈をお聞きたいと思います。そこで、自治省関係の方にお聞きしたいのは、県知事に對してあなたの方からやめろという圧力をかけたということは、地方自治体の自決権を不正に干渉したのではないか。いろいろ法規も一通り目を通してみましたが、そういう考え方を持つのですが、この点についての解釈をお聞きしたいと思います。これは事務的な解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 法律的に申します

結果、勤務時間が一週四十四時間が四

十二時間ということになりますし、勤務時間ということから考えてみます

と、國その他の地方公共団体の職員と

の間に著しく權衡を失することになつ

ますけれども、ぜひあれを一つのテス

ト・ケースとして、その成果を見たいと

思つておつたのですが、とうとう途中

でこれを取り消された。亡くなられた

今日になれば、加納さんにあの仕事だけはぜひ残していただきたとい

う気もするのです。そこで、自治省関

係の方にお聞きしたいのは、県知事に

対してあなたの方からやめろという圧

力をかけたということは、地方自治体

の自決権を不正に干渉したのではないか。いろいろ法規も一通り目を通して

みましたが、そういう考え方を持つの

ですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 法律的に申します

と、地方公務員の勤務時間につきまし

ては、地方公務員法の第二十四条第五

項におきまして、「職員の勤務時間そ

他職員の給与以外の勤務条件を定める

に当たつては、国及び他の地方公共團

体の職員との間に權衡を失しないよう

に適當な考慮が払われなければならな

い」という規定がござります。この規

定の趣旨に抵触するといふことが第一

点でございます。その理由といたし

ましては、千葉県におきましては、特

別休暇として土曜隔週休暇を与えるこ

とにされたわけでございますが、特別

休暇はそのような場合を対象とした制

度ではございませんので、國におきま

してそのような取り扱いはいたして

おりません。特別休暇といったしま

すが、監督をどうしておられますか。

○佐久間政府委員 国家公務員に右へならえをせい、そら

なっておりますか。國家公務員と同じ

ように綱るけれども、給与の実態はどう

でござります。

○佐久間政府委員 今のお話では、地方公務

員法の第二十四条の五項の考え方、そ

れから特別休暇の性質の問題、それか

ら執務時間の規定にもとる、こういう

三つの点をあげられておりますけれど

も、私は、これは非常な疑義を持つて

おります。実は私もその点は触れて謂

ひました。

○佐久間政府委員 今のお話では、地方公務

員法の第二十四条の五項の考え方、そ

れから特別休暇の性質の問題、それか

ら執務時間の規定にもとる、こういう

三つの点をあげられておりますけれど

も、私は、これは非常な疑義を持つて

おります。私は私もその点は触れて謂

ひました。

○佐久間政府委員 形式的に申します

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

執務時間の規定がそのまま準用される

わけですが、この点についての解釈をお聞

きしたいと思います。これは事務的な

解釈でけつこうです。

○佐久間政府委員 お聞きします

と、人事委員会の承認を得た場合とい

う規定がござります。で、格別の

事情がございませんければ、都道府県

の執務時間につきましても、官房の

務の体制にしたということ。たまたま特別な事情がござりますときには、一度や二度は別でございますが、ずっと継続的に反復して行なわれますといふことは、やはりこの規定に違反すると、いうふうに考えておるわけでござります。

い。法律的根柢を離れましても、将来の方向としては、そういう方向でわれわれ検討すべきであるが、現状においてはまだ少し早計に過ぎるのではないか、という感覚でござります。

は、非常にアンバランスであり、いろいろ問題がたくさん含まれておるのです。そういうことに手をかけられたといふのは、私よく理解できますけれども、いつごろ結論を出すのか、どういう調査をするつもりなのか、一つ御回答を願います。

○山内委員 実は今度の御提案がありま
したので、政府で発行しております
「政府の憲」の消防読本といふのを読ん
でみたのです。この中で、いろいろ問
題を私なりにつかんでおりますが、
ちよつと驚いたことは、消防団員とい
うのは百五十四万二千四百六人となつ

○山内委員 今度の自治省の御提案は、わずか十七名増員要求で、教諭としてもそこある少ないのでですが、この十七人の増員の理由を見ますと、これまた大へんな仕事をやろうとしておられ考えております。

○山内委員 法的なことを今ここであまり議論をする必要はない、と思います。一応意見をお聞きしましたし、私は私なりの考え方を持っていますけれども、これを一つ政治的に考えて、次官にお詫ねしたいと思うのです。

處していただきたい。
それからもう一つ、これは次官ある
いはまだお聞きになつておらないいかね
られませんけれども、実は川島長官が
行管の長官として、臨時行政調査会を
設置するときに、これは私の質問に答
えておるのです。公務員が過剰である

○佐久間政府委員 調査要領の細部につきましては、まださめておりませんが、考え方いたしましては、地方公務員の給与の実態が、先生も御指摘のように、非常につかみにくくなつておるわけでござります。地方公共団体によりまして、また議題によりまして、

ております。そして常勤の消防団員が九百七十九人。これは常勤をそれほど置く必要がないということはわかるけれども、非常勤と常勤との差がこんなにあっていいものか、これで消防の万全を期せられるものかどうか、非常にそうした点ばかりで感心しちつです。

るわけです。地方公務員の給与に関する問題、あるいは制度の運営に必要な職員、固定資産評価制度の改正に伴う新しい評価基準の作成、これなんかだって大へんな仕事だと私は思う。それからそれの実施に関する事務の処理も要るのです。当方担当事務の日程と

由の問題がこの国会でも問題になつております。ところが、この次は労働時間の問題、週四十時間という問題が出て参ります。とすれば、これはもう一週五日間働くことになるのであって、当然公務員の勤務時間といふものをそれに関連して考えなければならぬ。そういう意味で、千葉県でやられたこのことが、テスト・ケースとしてどういう成果があり、どういうことになるのか、私は非常に興味を持つてやってみてほしかったわけです。それで、このILOで今後問題になる勤務時間との問題について、どういうふうに次官はお考えになつていますか。

○藤田政府委員 县庁職員は、御存じの通り、全県民にサービスをするといふことをわめて重大な職分を持っておりまし、将来の方向として為政者が考える心がまえとしては、私も共感を感じる点が多くござります。しかし、千葉県内を見ましても、中小企業者あるいは低所得の農業従事者、その他生活保護者の生活状況から考えまして、まだどうもタイミングとしては妥当でない

という結論が出来れば、それは首切りでなくして、勤務時間の短縮ということを考へたい、それを含めて行政調査会に検討してもらつたりなど、非常にはつきりした御答弁があつたわけです。ですから、私は、将来どうなるかわかりませんけれども、行政調査会も政府に答申する責任があるのでですから、そういう結論まで待つて、何も氣いで——せつかくやろうといふのですから、まあ法的にどうあるうと、そういうものをやらせてみて、それを参考にして、政府がどういう態度をとるかということをおきめになつた方がやはりますよかつたのではないか、こう思ふわけです。これは私の意見ですから、記憶にとどめておいていただきたいと思います。

その次は、先ほどもちょっと出たのですが、地方公務員給与実態調査委託費といふものを今度二百三十七万九千円組んでおるが、これはどういう調査をおやりになるつもりか。さつきも触れました通り、公務員の給与といふ

複雑になつておりますので、私どもが
給与に関する問題を考えて措置を講じ
て参ります場合にも、実態をもつて正
確につかんでおきたい。実態をつかむ
と申しましても、たゞ、その団体の職
員給手費の総額を人員で割つたような
意味の平均の数字、これは簡単に出来る
わけでございますが、学歴、経験年数
あるいは職種ごとにそれぞれにつきま
して、高いか低いか、あるいは改善を
要するか要しないかといふような実態
を、ぜひ正確につかんでおきたい、か
のような考え方に出でておるわけでござい
ます。実施の時期といたしましては、
予算を認めていただきながら、三
十八年度の適当な時期に行ないたい。
そうしてこれはできるだけ正確なもの
をと思いますが、しかし、今のところ
ろ、抽出にならうと思ひますけれど
も、その対象もできるだけ広範囲にい
たしまして、しかも統計に権威を持た
せます意味で、統計局の御協力をいた
だいた上でやつて参りたい、かような
考え方をいたしております。

○川合政府委員 御承知のように、現在の消防機関は、市町村が本部、消防署、いわゆる役所でございますが、あるいは消防団、いずれかの消防機関を設置しなければならないというよくなつて規定になつております。従いまして、先生先ほど御指摘の常勤と申しますのは、おおむねいわゆる消防署員でござります。その他の百五十四万が消防団員といふことになるわけでございまます。お話をのように、私どもといたしましても、今後消防力の強化、レベル・アップのために、なるべく消防本部、消防署を、財政的な理由もございましょうが、町村で置いていただくことを期待いたしております。さらに、今般消防組織法の一部改正をお願いをいたして提案いたしておりますが、そこでは、大体密集地域、一万の人口を有する地域、一万くらいの人口を持つ市町村におきましては、消防本部、消防署を置いてもらひ、置くことを義務としますように一部改正をいたして、消防

は必要が要員 消防事務の日本化を
かる。非常に大きな理由をあげて、
たった十七名の増員といふのは、この
配置はどういうふりにお考えになつて
いるのか、十七人の分け方を伺いま
す。

○大村政府委員 十七人の内訳を申し
上げます。九人が地方公務員の給与そ
の他の制度との関係でございます。四
人が税務局関係、これは固定資産評価
基準の制定の関係でございます。残り
の四人が消防庁でございます。

○山内委員 これでおやりになるのな
ら、一つ大いにがんばっていただきた
いと思うのですが、今度消防検定協会
といふものができることになるのです
ね。この関係は増員は何もないのです
か。今の四人とおっしゃったのはこつ
ちの定員になりますか。

○大村政府委員 ただいま御説明申し
上げました消防庁の四人は、災害対策
基本法の施行の関係と危険物の安全規
制に關する事務の要員でございます。
従いまして、検定協会の方は特殊法人
として別途設置されますので、その必

要な人員は確保されるということになると存ります。

○山内委員 協会が設立した場合にこつちに要員を回わす計画はないのですか。

○大村政府委員 現在消防研究所におきまして検定業務に従事している職員のうち、若干新設の協会の方に回る者がございます。

○山内委員 そういう御答弁が出るとなつて、消防検定協会といふものは、どういう内容でつくられるかわかりませんけれども、現在消防研究所といふものは、消防の機具の検査と何んとかいうものをみなやっておるのです。今度も六千六百七十七万円ほどの予算で、研究所といふものは予算も増額した。そういう本来の機関があるにもかかわらず、何のためにこういふ協会を設けなければならぬのか。かえつ私は、その内容によつて、いろいろ心配な点がありますので、ちょっと御説明いただきたい。

○大村政府委員 消防検定協会の改正につきましては、別途消防法の改正において御審議を賜つておりますので、この消防法の改正によりまして、従来の任意検定の制度を強制検定の制度に改めるいふ機会かと思うのであります。そこで、従来消防研究所で任意検定のもとにやつております件数も年々増加しておるわけですが、さらに強制検定といふことで、必要なスタッフを確保しないと対処できなければ、国家の嚴重な監督のもとに代行機関としての検定協会を設置し

で、ここに必要な要員を確保して参る、こういふことを消防法の改正で現は深追いはいたしませんけれども、どうも最近の火災の多いところをいろいろ考えてみると、行政上の欠陥も相当あると思うのです。最近、ストーブとかガスこんろとか、ああいうものによく火災も非常に多くなっていますけれども、たとえばJISマークをとれない、國家の検定をとれない、都道府県の警察とか消防庁に行って、そこで検定マークをとれば、そのことを誇大に広告して売り込みをやつておる。そういう事実があればこそ、こういう民間の協会といふものに大事な仕事を移して、この火災の大事故の機具の検定をやらせるなんといふことは、どういふかえつ私は、その内容によつて、考へか知りませんが、内容がよくわからぬので、心配が過ぎるのかもしけれませんけれども、その点を非常に憂慮を感じないわけにいかないのです。こゝの点についての次官の御答弁を願いたい。

○藤田政府委員 ごもつともなお疑いざいますが、簡単に申し上げますと、この消防法の改正によりまして、従来の任意検定の制度を強制検定の制度に改めるいふ機会かと思うのであります。昭和三十六年には二百六十万に激増するといふ状態であります。任意検定のもとにやつております件数も定下においてしかりでござります。と年々増加しておるわけですが、さらに強制検定といふことで、必要なスタッフを確保しないと対処できなければ、国家の嚴重な監督のもとに代行機関としての検定協会を設置しますので、国家の嚴重な監督のもとに代行機関としての検定協会を設置し

た。検定とこつちにすることによりまして、相当研究が阻害されておりますので、別個の協会をつくるてやるわけあります。

○山内委員 別な機関で今いろいろ検討されておられるようですから、これは深追いはいたしませんけれども、どうも最近の火災の多いところをいろいろ考えてみると、行政上の欠陥も相当あると思うのです。最近、ストーブとかガスこんろとか、ああいうものによく火災も非常に多くなっていますけれども、たとえばJISマークをとれない、國家の検定をとれない、都道府

県の警察とか消防庁に行って、そこで検定マークをとれば、そのことを誇大に広告して売り込みをやつておる。そういう事実があればこそ、こういう民間の協会といふものに大事な仕事を移して、この火災の大事故の機具の検定をやらせるなんといふことは、どういふかえつ私は、その内容によつて、考へか知りませんが、内容がよくわからぬので、心配が過ぎるのかもしけれませんけれども、その点を非常に憂慮を感じないわけにいかないのです。こゝの点についての次官の御答弁を願いたい。

○永山委員長 田口君。

○山内委員 意見もありますが、時間も延びておりますから、これで質問を終わります。

○田口(謹)委員 時間の関係もありますので、一、二だけお聞きをいたしました。

○永山委員長 田口君。

○田口(謹)委員 ただいまの説明によると、現在は二十二名、それから増

る二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名次第であります。

○山内委員 意見もありますが、二課制に

いたしまして、それ十三名、十八名を配当いたしまして、公務員の制度

が、この機会に公務員課と給与課――

これは仮称でございますが、二課制になりますので、別個の協会をつくるてやるのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

というものはわかりますけれども、別段仕事がふえたように思えないのに、それでややすのだといふことになりますと、それは、これはわかります。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

をしなければならないのか。九名といふと、数字では少のうござりますけれども、今まで二十二名でやつておつたのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、

固定資産の評価制度の改正に伴つて新しい仕事ができたからふやすのだといふことは、これはわかります。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

たのを九名ふやさなければならぬといふことになりますと、これは、私は、

なります。その中には地方共済関係と給与関係、この中には地方共済関係も含めてございますが、そういう二課制をとつて、従来の足らない点をしつかりやるようにならました。この四名

わなくなつたのかといふことの説明を伺わなければわかりませんし、それから公務員の給与体系というものを自治省の方でやらなければならぬということはないと思うのです。これは人事院の方でやればいいと思うのです。そういうところからますますおかしいですか、もう少し詳細にこの点を説明願いたいと思います。

○藤田政府委員 御指摘の通り、共済制度創設に備えまして、昨年度も多少の増員になつておりますが、ところが、正式に発足いたしまして、いろいろ運営してみて、どうしても、昨年も実は要求通りの増員ができなかつたので、この際、重ねて増員をお願いした次第であります。

それから給与問題に關しましては、国会の、特に両院の地方行政委員会で、再三給与問題に対するいろいろ御質疑や、建設的な御發言がございました。自治省内の給与に対する資料、調査研究というのが非常に貧弱であるということを、自治大臣以下自治省としても痛切に感じております。何とかこの際もう少し整備したい、こういうことでございまして、他意はございません。

○田口(誠)委員 それは、地方行政の方から指摘されることは当然だと思うのです、その程度のこととは。どういう程度の質問があつたかわかりませんけれども、しておらなければならないことは、事実今ありとするなれば、まことに遺憾な体制であるということでは、その作業とそれだけの資料をつかんでおることができないというような思ひのです。ここで増員をしなければ、

ら、千葉県の土曜全半休の関係の質問で、アフターホームをもつておられるがございまして、二十四条の五項、それから給与の問題で三項というのが引き合いにとられ、説明がされたのでございますが、私は、特にここでどの程度把握されておるかということをお聞きいたしたいと思ひますことは、国公務員の給与がきまつた場合には、地方公務員はそれに準じていくのだ、こういうことで指示を出してもらつておるはずなんです。それで、そういうふうな通牒は出ておると思いますが、この通牒は県へ出すのであって、各市町村の自治体へは直接には出でられないのかどうか、これが一つ、それをまず承りたい。

○田口（誠）委員 先ほど、千葉県の問題を法律の二十四条の五項とか、給付金の問題を二項でいろいろ説明されましたけれども、自治省はそうした資料をもつて、至つてつかめていない実情であります。

ただいま懸念をして申し上げましたから、この九名の増員の仕事の内容が、うなことは全然ないと、いうことならうござります。これは考えていただいてもわからぬようなことです。私は把握しておらぬようなことは、私はまだと思ひます。昭和三十六年度の調査によりますと、高校卒業生で一千五百円から六千円の初任給があつた。これは考へていただいてもわからぬようになります。いかにも格差があるかといふことです。そういう実態を知つておつていただいて、これはやはり県の指示すれば、県が各市町村へ指示をしたかどうかくらいのことは確認をしてもらわなければいけないし、市町村の公務員がどのような労働条件で働くことかということも知つておつてもらわなければならないと思うのです。わななければならぬことでは全く困ると思うのです。私は、この九名といふ増員は、そういうことも解消できることだといふことになれば、了解できますけれども、逆に一つの統制の場にするのだといふような考え方を少ししておるのだと、いふことになれば、了解できませんけれども、思ひます。今労務管理の問題につきましては、各省もそれぞれの立場にござります。それで、行政を行なわんとしていろいろ検討されておるやさきでございますし、特に地方公務員法、國家公務員法の改正が提出されておる時期でもござりますから、この九名の増員の仕事の内容が、うなことは全然ないと、いうことならうござります。

確にしていただかうことにとどめました。市町村へも、高校を卒業して五千五百円や六千円の初任給では、私は全くお気の毒だと思います。いかにいなかであつても、公務員の労働条件がいかに悪いかと思うわけです。いかにいなかであつても、高校卒業後は御質問申しあげておるのですから、もう一度この上とも考え方を合わせて、私は御質問申しあげたいと思います。

○藤田政府委員 今田口さんの御発言にもありました通り、実は全国に四十六都道府県、三千五百の市町村がございまして、この多い地方公共団体を象にして、正確な給与の資料等をまだ自信を持ってつかんでおらぬという現状は、御指摘の通りでございます。こういうことを是正するために、今回日本名の増員をお願いしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 あなたの答弁は、答弁ではありますけれども、それは必ずしいことはないのです。県を通じて資料を出せと言えば、実態の資料を出すのだから……。出さなければまたほかの方法をとらなければいけないけれども、そんな程度を集約することがむずかしいといって、あなたのようやく若い副大臣が答弁しておるようなことは、私は非常にさびしいわけなんですね。だからそういうことから、私は、やはりこの二十四条の五項なり施行待して、この点はあとで賛成をいたします。

そこで、先ほどの千葉県の問題についての答弁の中に、反復継続式ではだめだという言葉がありました。これがやはりこの二十四条の五項なり施行

耕作なりにいたしたよてておられますが、お祭りがあるとか、そういう場合には、臨機応変の処置をとる場合もあり得るが、それはよろしいといふ。町村、特に村の場合はお百姓をやつているので、お役所が終われば、すぐ畠へ行って仕事をするという公務員など、相當いるわけですから、やはり千葉県のような方法がとれれば非常に喜ばれるので、農繁期くらいは適宜適切にいろいろ方法をとることは、この法律で違反というところではないかと思ふが、あなたの反復継続式というのは、どの範囲を反復継続式と言われるのか。

○佐久間政府委員 御質問の第一点でござりますが、その団体の公のお休みなり、たとえば北九州市が今度開戸式が開いた、合併の記念式があつたといふ場合に、休暇を賜わりますことはけっこうなことだと思っております。

第二点の農繁期等の場合でございますが、これは特別休暇ではなくて、現在年次有給休暇の制度がござりますので、年次有給休暇の制度を活用して、執務に支障がないようにいたすことだけつこうだと思っております。

○田口(誠)委員 法律論からいろいろ答弁されておりますが、年次有給休暇は、町村、特に村の方に行くと、とうと思つても、定員が不足でそれない。従つて、そんな農繁期のときになると、そこまで休むということ、そしてそれが公務員として村民なり町民のサービスに欠けないで、処理できるといふなら、千葉県のような方法をとることも非常交番で休むということ、そしてそれが

につけこうなことだと思ふ。あなたの
言われた年次有給休暇といふのは、法
律ではそういう方法でとれるようにな
つておりますが、農繁期くらいでな
い、ふだんでも年次有給休暇はとれな
いというのが実態です。それがとれる
くらいなら、定員をふやして、いるなり、
あるいはもう少し初任給でも上げてい
るわけです。そういう点を考えて、いた
だきたいが、その点はむずかしいの
で、これ以上追及しても同じようなお
答えだと思うので、もう少し全国の市
町村、村までの実態を把握してもらつ
て、そして地方公務員がほんとうに
公務員法の一項に掲げてあるあの条文
に沿つて、善良な公務員としてサービ
スできる体制をつくつてもらうように
強く要望して、質問を終わります。

○永山委員長 これにて質疑は終了いたしました。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて、本
案は可決すべきものと決しました。

○永山委員長 なお、以上三法案に關
する委員会報告書等の作成につきまし
ては、委員長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、そのように決しました。

次会は、来たる十二日十時より理
事会、十時半より委員会を開会すること
とし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後一時五十分散会

〔参照〕

北海道東北開発公庫法の一部を改正
する法律案(内閣提出第一〇号)に關
する報告書
労働省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二一〇号)に關する報告
書
自治省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二二一〇号)に關する報告
書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十八年三月十一日印刷

昭和三十八年三月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局